## 随意契約調書

| 随意契約締結日  | 令和4年2月28日                            |    |    |    |
|--|--------------------------------------|----|----|----|
| 工 事 の 名 称  | 配水管増径工事(下代野地内)                       |    |    |    |
| 工事の場所  | 大館市下代野字代野道北地内                        |    |    |    |
| 工期 (契約期間)  | 令和4年2月28日 ~ 令和4年3月31日                |    |    |    |
| 見積合せ回数見積書提出者   | 1回                                   | 2回 | 3回 | 適用 |
| 株式会社巽工業所   | 2, 329, 000                          |    |    | 決定 |
|  |                                      |    |    |    |
|  |                                      |    |    |    |
|  |                                      |    |    |    |
| 決 定 金 額  | 2, 329, 000円                         |    |    |    |
| 予 定 価 格  | 2,574,000円 (消費税及び地方消費税を含んだ価格)        |    |    |    |
| 見積書比較価格  | 2,340,000円 (消費税及び地方消費税を抜いた価格)        |    |    |    |
| 決定者住所氏名  | 大館市中道二丁目2-35<br>株式会社巽工業所 代表取締役社長 巽 弘 |    |    |    |
| 契 約 金 額  | 2,561,900円                           |    |    |    |
| 本工事は、当該区域内の水圧及び水量の安定化を図るため、現在施工承認している給水管を増径した上で延伸し、穿孔した配水管とは別の既設配水管に接続するものである。給水装置工事で布設する管の増径及び延伸であることから、給水装置工事の施工者に施行させることで工期短縮、経費削減が図られ、競争入札に付することが不利と認められる。以上により、地方公営企業法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約としたものである。契約にあたっては、水道事業等会計規定第103条第1項第1号の規定により、上記の者から見積り書を徴取し、予定価格の範囲内であったことから契約の相手方としている。 |                                      |    |    |    |